

○男鹿地区消防一部事務組合NET119緊急通報システム運用要綱

令和2年8月1日

訓令第8号

(目的)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防一部事務組合NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、NET119とは聴覚機能、言語機能等に困難を有する者が、自らが保有する携帯通信端末（インターネット機能を利用することができる携帯電話またはスマートフォンをいう。以下同じ。）を利用して、消防機関へ緊急通報を行なうシステムをいう。

(対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴覚、音声機能、言語機能またはそしゃく機能等の状態により、音声で会話することが困難である者で、男鹿地区消防一部事務組合管内に在住または在勤若しくは在学の者。
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者。

(登録の申請)

第4条 NET119を利用しようとする者は、携帯通信端末を介して、利用申請をし、別に定めるNET119緊急通報システム利用規約に同意のうえ、登録を行なうものとする。

(登録受付及び通知)

第5条 消防長は、前条の申請を受けたときは、その内容について確認し、利用を認めるときは、当該申請者をNET119の利用者として登録するものとする。

2 消防長は、前項の規定により登録を行なったときは、登録した旨を申請者のメールアドレスに通知する。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録情報の変更または利用中止の手続きを行わなければならない。

- (1) 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更が生じたとき。
- (2) 利用する携帯通信端末を変更したとき。
- (3) 利用者としての登録を中止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。
- (3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。
- (4) 登録者のメールアドレスが利用可能か否かを確認する定期メール送信に対し、登録者から長期間にわたり応答がないとき。

(利用登録者台帳)

第8条 通信指令課長は、消防長の指示により登録等を行なった利用者の必要な情報について、NET119利用登録者名簿を作成し、台帳として厳正、適正に管理する。

(禁止事項)

第9条 消防長は、利用者が、NET119の利用にあたって、以下の行為またはそのおそれがある行為を行ってはならないものとし、以下の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消する等の措置をとることができる。

- (1) 法令に違反する行為。
- (2) 他の利用者、当消防本部または第三者に、不利益または損害を与える行為。
- (3) 公序良俗に反する行為。
- (4) 虚偽の情報を登録・投稿・送信する行為。
- (5) NET119を譲渡、貸与、使用許諾する行為。
- (6) その他、当消防本部が不適切と判断する行為。

(免責事項)

第10条 NET119の利用にあたって、利用者は、以下の行為またはそのおそれがある行為を行なってはならないものとし、以下の行為が認められ、あるいはその状況になった場合には、当消防本部は、それらに関し、何らの責任も負わないものとする。

- (1) NET119に関する情報が利用者若しくは、第三者の権利を侵害し、または当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合。
- (2) 利用者の端末機環境または通信環境等その他の理由によって、NET119が正常に利用できないことにより、利用者に損害が生じた場合。
- (3) NET119を利用者の端末機に登録するにあたって、利用者の端末機がコンピュータウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合。
- (4) 天災・事変等の非常事態によりNET119が正常に利用できない場合。

(利用料)

第11条 NET119の利用料は無料とする。ただし、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (施行期日)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。